

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【公表番号】特表2017-538877(P2017-538877A)

【公表日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-050

【出願番号】特願2017-525376(P2017-525376)

【国際特許分類】

E 05 F 5/02 (2006.01)

A 47 B 88/40 (2017.01)

【F I】

E 05 F 5/02 D

A 47 B 88/04 E

E 05 F 5/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月24日(2018.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

家具のスライディングドアの戸ための減衰または戻り装置(1)であって、反対の極性を有し、相互に連結された第1及び第2の部分(6a、6b)を備える直径方向に分極した環状部材によって構成される、磁石(6)の中で、摺動可能で、軸方向に相互作用する鋼のピン(2)を備える装置。

【請求項2】

多角形の胴部(4)は、実質的に、V字型または丸まった先端部(5)を前記第1のヘッド(3)から軸方向に、突き出し、平面において多角形の第1のヘッド(3)と一体の、鋼で作られた、ピン(2)によって構成されることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記鋼のピン(2)の前記胴部(4)は、減衰素子(7)と対照的に動くことを特徴とする請求項1または2に記載の装置。

【請求項4】

環状部材によって構成され、前記ピン(2)の前記胴部(4)と相補的な形状の磁石(6)を備え、前記環状部材は、開口する2つの端部を有し、または、2つの内1つは閉じていることを特徴とする請求項1または2に記載の装置。

【請求項5】

前記ピン(2)の前記胴部(4)は、滑り摩擦なしに、前記磁石(6)の中に、摺動可能で軸方向に配置されることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の装置。

【請求項6】

前記磁石(6)は直径方向に分極され、磁気の観点から、前記ピン(2)の前記胴部(4)がその中に挿入された状態で、一緒に連結され、相互に同一で、反対の極性を有する、第1の半分の環状部材(6a)と第2の半分の環状部材(6b)に分けられていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 7】

前記第1の半分の環状部材(6a)はN極を有し、前記第2の半分の環状部材(6b)はS極を有することを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 8】

前記減衰素子(7)は、前記直径方向に分極した磁石(6)の中に配置される少なくとも1つのバネによって構成され、前記減衰素子(7)は、前記直径方向に分極した磁石(6)の内側または外側に配置されていることを特徴とする請求項1乃至請求項7のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 9】

前記減衰素子(7)の長さは、前記直径方向に分極した磁石(6)の長さより短く、前記ピン(2)の前記先端部(5)に向かって移動される前記減衰素子の端部(8)において、前記磁石(6)の中を滑ることができる挿入部(10)の相補的な形状の胴部(9)は、軸方向に挿入され、前記挿入部(10)は、前記ピン(2)の前記先端部(5)と相補的な形状の第2のヘッド(11)を有することを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 10】

前記減衰素子(7)は、前記第1のヘッド(3)と結合し、半径方向に突き出る第1の付属品(12)と結合し、直角に突き出ており、前記減衰素子(7)は、実質的に前記胴部(4)の前記自由終端(5)の方向で前記胴部(4)と平行に配置され、前記減衰素子(7)の自由終端(8)は、前記磁石(6)を形成する前記第1または第2の半分の環状部材(6a、6b)の1つから半径方向に突き出る第2の付属品(13)に隣接して相互作用することを特徴とする請求項1乃至9のいずれか1項に記載の装置。